

陳 情	受 理 番 号	177	受 理 年 月 日	令和6年 11 月 26 日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	沖縄県の運用する児童相談所による違法行為の実態調査・重大な人権侵害への賠償を求める陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

沖縄県の運用する児童相談所による 違法行為の実態調査・重大な人権侵害 の賠償を求める陳情

昨年、大阪府で虐待ではなかったのに児童が
 乳児を7ヵ月半も一時保護し、面会を制限し
 一時保護を継続したのが違法であるとして
 母親が賠償を求めた裁判で、大阪高裁は
 大阪府に132万円の賠償を命じる判決を出している。
 沖縄でも、那覇市の10代の子が施設から自力で
 逃げ帰るまで、1年9ヵ月も親子断絶し、
 家庭復帰させず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）で
 不登校になり、外出すらできない児童による重大な
 人権侵害が今年8月の東京新聞に掲載された。
 児童によるあらゆる違法行為を洗い出し、
 被害当事者に明石市のように裁判によらず
 賠償する所、那覇市議会から沖縄県に
 意見する所 強く要請いたします。

言己

1. 被措置児童虐待通告と沖能の現相は
転落事故、わいせつ事件、職屋に於ける暴行、
心理的虐待と隠ぺいしていることについて、
徹底的に検証し速やかに第三者に於
て実態調査を行うこと。
2. 子ども、親権者に対し、有識者、
外部専門家による聞き取り調査を行うこと。
※ 補足 沖能中央現相が学校で
面談中に起こしたわいせつ事件の有罪犯が
一時保護所の宿直にいたった。
在宅指導の親子にのみ聞き取りをし
保護所に 2020 年当時 このわいせつ犯と
生活させられた子ども達からは一切
聞き取りをしていない。
3. 一時保護所、委託先の養育里親、
養護施設、指定病院での
虐待、事件、事故が全国でやたらと発生している。
全ての現相の措置先を調査すること。
4. 10 年前の現相の介入に遡り、
子ども、全保護者からも実態調査を行うこと。